

第 58 回財務省 NGO 定期協議議事録

◆日時：2014 年 11 月 28 日 15:00～18:00

◆会場：財務省 4 階会議室

◆議題

NGO からの議題

1. 新開発銀行（BRICS 銀行）・アジアインフラ投資銀行（AIIB）の環境社会配慮と世界銀行セーフガード政策改訂について
2. マレーシア・サラワク州送電網事業へのアジア開発銀行の融資計画の社会・環境影響について
3. JBIC 環境社会配慮ガイドライン改訂と運用について（インドネシア・バタン石炭火力発電事業を例に）
4. OECD 輸出信用部会における石炭火力発電支援に関する議論について

財務省からの議題

1. 保健（特に栄養改善）について
2. 防災及びジェンダーについて

◆参加者

財務省側

1. 吉田正紀（国際局審議官）
2. 横山正（国際局開発機関課長）
3. 米谷光司（大臣官房参事官（国際局担当））
4. 春木哲洋（国際局開発機関課課長補佐）
5. 濱田秀明（国際局開発機関課課長補佐）
6. 小荷田直久（国際局開発機関課課長補佐）
7. 岡崎洋太郎（国際局開発政策課課長補佐）
8. 福田千尋（国際局開発政策課課長補佐）
9. 前田亮利（国際局開発政策課参事官室課長補佐）
10. 真船貴史（国際局調査課課長補佐）

NGO 側

1. 森下麻衣子（オックスファム・ジャパン）
2. 高橋聖子（オックスファム・ジャパン）
3. 大崎麻子（オックスファム・ジャパン）
4. 村中あいみ（オックスファム・ジャパン）
5. 川上豊幸（熱帯林行動ネットワーク）
6. 波多江秀枝（国際環境 NGO FoE Japan）

7. 堀江由美子（セーブ・ザ・チルドレン・ジャパン）
8. 柴田哲子（ワールド・ビジョン・ジャパン）
9. 高橋真美（ワールド・ビジョン・ジャパン）
10. 白須紀子（日本リザルツ）
11. 鰐部行崇（日本リザルツ）
12. 開裕香子（世界銀行東京事務所）
13. 望月章子（アジア開発銀行駐日代表事務所）
14. 田辺有輝（JACSES）
15. 眞鍋益沙子（JACSES）

財務省ご挨拶

MOF 吉田：

前回は6月に開催した。その後の国際機関を巡る進展について報告をさせて頂きたい。10月に世銀 IMF 総会が行われ、11月にはG20の首脳会議、財務大臣・中央銀行総裁会議が開催された。保健医療については10月の世銀 IMF 総会においてエボラ出血熱への対応が大きな関心を集めた。日本はこれまでもユニバーサル・ヘルス・カバレッジを推進しており、本件にも大きな関心がある。引き続き日本としても推進していきたいと思っている。防災については、今年の2月に東京に世銀の防災ハブを設立した。こういった取り組みを通じて、日本がこれまで蓄積してきた防災の知見を途上国開発にも活かしたい。インフラ投資促進についてG20でも大きな議論になった。民間資金をどのように導入していくとBankableなプロジェクトの数をきちっとした形で増やせるか、インフラ投資促進のために民間資金の一層の動員は重要だということになった。世銀やADBの中でインフラ案件を準備するためのファンド等の設立の機運が高まり、日本としても積極的に関与する動きになっている。今回の協議会だが、前回以前とは趣向を変え、皆様からの活発な意見を頂きながら意見交換する形で進めたいと思っており、ぜひご理解を賜りたい。皆様のご意見・知見を私どもの政策に活かしていくこともできるし、私どもが考えていることを率直にご説明させて頂ければと思う。よろしくお願ひしたい。

NGOからの議題

議題1：新開発銀行（BRICS銀行）・アジアインフラ投資銀行（AIIB）の環境社会配慮と世界銀行セーフガード政策改訂について

田辺：

背景を申し上げますと、世銀のセーフガード改訂についてはこの協議会で何度も議論させて頂いていて、その中で基準を下げないとのコミットメントが財務省からも、世銀総裁からもあった。今回出されたドラフトを見てみると、広範囲で低下している部分が散見される。低下が生じないようにと言っていくたいが、なぜこのギャップが生じてしまっているかを考えると、新興国の開発機関の存在が背景にはあるのだと理解している。具体的には新開発銀行やアジアインフラ投資銀行があるが、特にアジアインフラ投資銀行は環境社会配慮を巡って頻繁に報道されている。その中で、開発機関の環境社会配慮をどうい

う方向に持っていくのか。世銀のセーフガードは重要だが、より広く捉え何ができるかを含めて考えていければと思い、今回はミックスした議題を出した。質問 1 は新しい機関へのスタンス。質問 2 は理事会の議論。質問 3 は改訂案についてで、A から D までが構造的な部分、適用範囲の部分に関する質問。E はカテゴリ分類とカテゴリ別の規定、F は情報公開に関する質問である。

森下：

主に気候変動と土地の取得・移転について質問させて頂いている。4 については気候変動に対するレジリエンスの評価が盛り込まれたことは評価する一方で、不十分なところもあるというのが当方の考え方だが、財務省の見解を伺いたい。非自発的住民移転について、オックスファムは 2012 年に合意された世界食料安全保障委員会（CFS）で採択された土地保有に関する任意ガイドラインに深くコミットしてきたこともあり、少なくともこのガイドラインに沿った内容であるべきと主張してきている。キム総裁も世銀のセーフガードが CFS で採択された任意ガイドラインに沿った内容であるべきと発言している。このガイドラインと照らし合わせると不十分であると考えているので、この点についても財務省の評価と見解を伺いたい。

川上：

質問 6 の先住民族の規定について、ESS7 の適用だが、パラ 28 で先住民族の規定を適用するとき例外規定が入っている。これまでは適用されているものが適用されなくなってしまう可能性がある。実質的に基準が下がってしまうことが大きな懸念である。先住民族の特定プロセスが民族間の緊張、内戦を悪化させるような場合、あるいは憲法に合致しない場合との条件付けをして理事会判断で ESS7 を適用しない案が盛り込まれていて、これは抜け穴になってしまう。何とか撤回してもらいたい。グループを特定することで緊張を悪化させると言っているが、そもそもそういうところはリスクな状況なわけで、そういうことであればむしろ融資をするべきではない。もう一つは UNDRIP が明記されていない状態なので、これを明記すべきではないか。

MOF 真船：

1 点目の新開発銀行（BRICS バンク）とアジアインフラ投資銀行（AIIB）に対する日本政府のスタンスについて、まず、我々はそれらのパーティーには入っていないこともあり、彼らの環境社会配慮の詳細について残念ながら把握していない。一般論として付言させて頂ければ、新しい国際開発金融機関が設立される場合には、世銀や ADB のように、出資・融資を行うに際して、質の高いルールやガイドラインの下で、環境・社会への配慮の確認がなされることが重要だと考えている。

MOF 濱田：

世銀のセーフガード政策について、改訂プロセスの中でこれまで様々な意見を頂いたことを感謝する。今回の協議会でもいろいろと論点を提示して頂き大変勉強になるし、これからもよろしくお願いたい。7 月 30 日の世界銀行 CODE の議論概要と日本理事の発言内容について、世銀のセーフガード政策については、1989 年の制定以来、途上国のニーズやキャパシティの多様化、民間セクターの役割など、現行のセーフガード政策に世銀の内外の現状と合わない部分が顕在化していることから見直しが行われている

と認識している。

本年7月30日のCODEでは、世銀のセーフガード政策の改訂内容について事務局提案を審議した。委員会では、事務局ドラフトに不明点が多数残されているため、現時点での内容承認を保留しつつも、制度改革プロセスの次の段階となるグローバル・コンサルテーションへの移行を了承したと認識している。日本理事からは、主により明確な制度基準、リスクベースアプローチ、アウトカムベースアプローチを導入することにより、借入国の現状に則した柔軟な対応を可能としつつ、開発効果の最大化を達成することを目指す点を評価しており、事務局提案の原則を支持するとともにグローバル・コンサルテーションへの移行を承認する旨を発言した。制度詳細に不明点が多く残されており、制度の詳細が現場での実現可能性を組み入れており、高いスタンダードを伴う資金が活用されるようになっているか、グローバル・コンサルテーションを通じて整理し、次回審議までに提示してもらいたい旨を述べた。

続いて個別の論点について、セーフガード政策が推奨規定になっているのではないか、可能な限り限定した形で例外条件を設定する構造にするべきである、との質問を頂いた。改訂案では世銀のすべての融資事業は環境社会基準の要件すべてを満たす必要がある旨規定されており、環境社会配慮基準の要件を満たすことを推奨するにとどめるものではないと認識している。

協調融資、金融仲介者を通じてサブプロジェクトに融資する金融仲介融資、既存事業の拡張・再生、借入国の国内法の活用についても、借入国の国内法等が世銀の環境社会基準と同等の基準を満たしており、借入国の制度運営能力が十分である場合など、その適用は限定されていると認識している。借入国の国内法が世銀の基準と同等か否かの判断基準は、今般のコンサルテーションを経て今後具体的に規定されていくものとしており、議論を注視していきたい。

3Bについて、協調融資、金融仲介融資、借入国の制度活用時には他機関の基準がECCの目的を満たせば良いことになっており、深刻な基準低下を招いているのではないかと、との質問を頂いている。今般の改訂案においては、協調融資、金融仲介融資、借入国の制度活用について、他のドナー又は借入国の制度が世銀の環境社会基準と同等の基準を満たしており、かつ借入国の制度運営能力が十分である場合などその適用は限定されていることから基準低下とはならないと認識している。繰り返しになるが、他のドナーや借入国の国内法等が世銀の環境社会基準と同等か否かの判断基準は、今般のコンサルテーションを経て今後規定されていくとしており、議論を注視していきたい。

3Cについて、遵守の時間的猶予が許容されるのであれば具体的な適用条件を入れるべき、との意見を頂いている。時間的猶予を適用する場合、個々のプロジェクトに応じて社会環境リスクの性質や重要性、プロジェクトの開発・実施のタイミング、プロジェクト実施に係る借入等の能力、借入国の社会環境のリスクを勘案することが規定されている。具体的な適用については個々のプロジェクトによる面が大きいため、各プロジェクトの環境社会コミットメントプランであるESCPにおいて詳細に記載されると認識しているが、具体的にどのように適用されるかについては今後の議論を注視して参りたい。

3Dについて、既存の施設・事業活動に対して世銀が融資をする場合に環境社会基準の遵守を逃れることが可能となっており、深刻な基準低下を招いているのではないかと、との意見を頂いている。世銀の改訂案では既存設備・事業の拡張・再生においては世銀と合意した時間枠内に、環境社会基準を順守する旨を明記している。現行制度に運用上、世銀が関与して来なかった既存設備に融資する場合には一定の時間枠内に環境社会基準を満たせば良いとしていたと認識している。したがって、現行制度の運用を明文化したものであり、現行基準を下回るわけではないと認識している。時間的猶予に関する不正ができるのではないかと指摘については、例えば世銀の融資を受ける前に途上国政府が土地収用を強行し、プロジェクトの内、土地収用部分は既存事業としてセーフガード政策の適用を逃れることを想定しているのではないかと考えているが、このような場合には時間枠を設けずに当初からすべてのセーフガード政策を適用することになると規定しているので、世銀の改訂案より借入人が環境社会基準を逃れることが可能になるものではないと理解している。

続いてリスクのカテゴリ分類について、High Risk、Substantial Risk、Moderate Risk、Low Riskの4つが提案されているが、各カテゴリの定義が記載されておらず、情報公開の規定も不明確である、との指摘があった。リスクのカテゴリについてはこれまで3段階だったものが4段階となって細分化されたことと承知しており、世銀事務局からは具体的な定義は最終的にはセーフガード政策の手順書に明記されると聞いている。情報公開要件はリスクのカテゴリに関係なくすべてのプロジェクトが同一に規定されていると承知している。リスクの分類はカントリーシステムの適用等、今回の改訂の根幹に影響するので、今後の議論を注視したいと考えている。

続いて3Fについて、借入人がステークホルダーに公開する情報について、環境アセスメント報告書、環境管理計画等の法的文書が公開要件になっていない、また Environmental and Social Commitment Planも公開すべきである、との意見を頂いた。環境アセスメント報告書、環境管理計画、住民移転計画書、先住民族計画書の法的文書は現行制度同様、改訂されたセーフガード政策においても公開の対象となる他、新たにできる環境社会コミットメントプランも公開の対象となると承知している。

続いてオックスファム・ジャパンの森下さんから頂いた質問について回答する。気候変動関連の質問で、改訂案では、気候変動に対するプロジェクトのレジリエンスを評価する規定が盛り込まれた一方で、事業対象地や受け入れコミュニティのレジリエンスの保護や評価についての規定は不在であるが、この点も含まれるべきである、との質問を頂いた。事業対象地や受け入れコミュニティに対し、気候変動が与える影響を評価する点については改訂案に該当する項目は含まれていると認識している。具体的には借入人は気候変動がコミュニティに与える潜在的なリスクやインパクトを特定しなければならないと規定されている。また、気候変動が生物多様性に与える影響を考慮すべきとの規定もある。他方、プロジェクトベースで事業対象地や受け入れコミュニティの気候変動からの保護を求める点については、気候変動は世銀のプロジェクトのみならず、国、地域、地球規模の経済活動が様々な形で影響するものであることに留意する必要があると考えている。気候変動全体に対する方針は個別案件に対する環境社会配慮基準を規定するセーフガード政策のみならず、世銀戦略を含めてより包括的に議論し、現実的かつ効果的なものにすることが重要であると考えている。

続いて気候変動に関するアセスメントにつき抜け穴が多くなっており見直しが必要であると意見を頂いている。気候変動に関しては、温室効果ガスの排出を義務付ける基準量をどの程度に設定するか、温室効果ガス以外の大気汚染物質を規制するか等、途上国にどこまで義務付けが可能か、国際社会では大きく意見が分かれていると認識している。世銀の改訂案では、すでに IFC において 2011 年に理事会承認して施行されているパフォーマンス・スタンダードに準じた規定となっており、多様な意見を踏まえて規定された基準に準じて規定されている。繰り返しになるが、気候変動全体に対する方針は個別案件に対する環境社会配慮基準を規定するセーフガード政策のみならず、世銀戦略を含めてより包括的に議論し、現実的かつ効果的なものにすることが重要であると考えている。

続いて土地の取得や移転、非自発的住民移転に関する改訂案についての質問に回答する。世界銀行の政策が「国の食料安全保障における土地、漁業と森林の保有の権利に関する責任あるガバナンスについての任意自発的指針」に沿った内容であるべきとのキム総裁の発言が改訂案に反映されていない、との指摘があった。世銀の案件は公共事業であり、妥当かつ正当な公的目的を有することが前提であると考えている。非自発的移転の土地の取得は最低限となるよう規定されており、非自発的移転を行う住民に対しては、これまでの生活水準と同等以上の保障を行うことが、現在の世銀の政策で規定されている。改訂案には土地の所有者・使用者を尊重することを指摘のあった自発的指針の諸原則の多くを取り入れているものと承知している。

続いて非自発的移転に関連して、重要な要件が抜け落ちている、非自発的移転に関するアクションプランが明確になる以前にプロジェクトへの融資を理事会が決定できる形になっている点は改めるべきであるという指摘がある。ベースラインデータの記載、非自発的移転の回避、代替案の検討等に関する基準については土地に関する規定された ESS5 ではなく、環境社会リスクと影響の評価と管理について規定している ESS1 に包括的に記載されていると認識している。住民移転計画は実際の事業サイクルでは事業開始後数年を経てようやく内容が確定する事例も多くあるので、改訂案においては借入人と世銀が住民移転計画の作成などの要件遵守の時間枠に関して合意することとし、運用と実態を合わせていると認識している。

続いて改訂案では、世銀の融資を受けた土地管理プロジェクトにおける住民の土地への権利を守ることができないという指摘を頂いている。世銀の改訂案においては環境社会アセスメントでは土地や天然資源の権利や使用も含めて環境社会リスク影響を管理することとされており、ご指摘の点はセーフガード政策に含まれていると理解している。これも ESS5 ではなく、ESS1 に包括的に記載されているので、そちらをご参照頂ければと思う。

続いて川上さんから頂いた質問に回答する。先住民族に関する指摘を頂いている。ご指摘の点については、アフリカ諸国から途上国では先住民族を特定すること自体が憲法違反であったり、民族間の緊張を高めたりするとの問題提起を受けたものと認識している。こうした背景により、アフリカ開発銀行では先住民族を特定する政策は実施されていない。こういった国への融資を回避すべきとの指摘もあった

が、このような国はアフリカを中心とする IDA 国であることから先住民族を特定することができないことのみを理由に融資を回避することは現実的ではないと考えている。世銀の現在の案では、特定の集団を指定して特別扱いするよりも貧困な脆弱者に対して幅広く配慮すべきとなっていると認識している。

田辺：

4 点ある。AIIB の環境社会配慮基準だが、今週 AIIB の準備をしているトップが国際的なスタンダードにすると発言されている。日本政府の一般的なスタンスに対して、一定のコミットメントを示している。中身がどうなるかは注視したい。新興国につられて世銀の政策を不用意に下げることがないようにしてほしい。2 点目としては質問 3A だが、一つあげるとすると、パラグラフ 5 でプロジェクトにおいては Environmental and Social Standards を expected to meet となっている。一方、パラグラフ 15 では新設の場合は to meet the requirements of ESS と書かれていて、原則守ることを期待すると、この案件では守ると、この案件では守らないかもしれないという書き方になっている。それに入らない新しいものはどうするのかという議論もある。環境社会配慮基準の作り方としては、原則守るとして、どうしても難しい場合はこういう風に対応するという書き方したほうが良いと思う。3 点目として、カテゴリ分類は適用される規定は同一という返答だったが、実際に同一にはならず、カテゴリ C 相当のものでは EIA は作らないだろう。おそらく B 相当のものが 2 つに分かれていて、B 相当のハイレベルなものが EIA や住民移転計画書を作る想定になっているように思える。4 つに分けてどういう規定の違いがあるのかを書いておかないと。カテゴリ A 相当で EIA を作らないことは世銀の場合ないと思うが、これまでカテゴリ B 相当のものを二つに分けたときに、果たしてどの案件で作るのか。大きな争点になるだろう。同一という回答をされると、4 つに分ける意味がなくなる。カテゴリ分類をして、きちんと違いをつけないといけない。4 点目は情報公開の対象だが、世銀自身が情報公開することは書かれているが、借入国が情報公開することは ESS10 には書かれていなくて、それを質問した次第なので、もし ESS10 で借入国の公開が書かれているのであれば、箇所を教えてください。

森下：

必ずしも ESS5 ではないけれども ESS1 もしくは 2 でカバーされているのではないかと。指摘した点は含まれているのご説明だった。文言については解釈の幅がある。ガイドラインの文言と比較しても、ガイドラインでは、例えば public purpose が必要であると、States は public purpose を define が必要があると、かなり明示的に書かれている。それがセーフガードの対象となるのであれば、明示的な表記も含めてご支持頂ければと思う。特に ESS5 については、ジェンダーの視点の強化が可能だと考えている。土地の権利に関してはジェンダーの課題が大きいと認識しているが、例えば、ジェンダーについて equitable なアウトカムについてコミットメントを要求するなどして、ジェンダーの視点の強化を ESS5 や ESS2 ではできると思うので、ご検討頂きたい。

川上：

現実的ではないとのことだったが、そんなことはない。全部だめと言っているわけではなく、先住民族について世銀はこういうことをやりたいと、相手国がやりたくないのであれば、やめておこうという話。なぜ現実的じゃないのか理解できない。FPIC で対応するよう決めているわけだから、嫌だと言っている

のであれば融資できないことになる。もう一つは、先住民族は脆弱なグループに含まれているが、これまでの世銀の政策でも、集団としての合意形成プロセスの中で、きちんとした協議をすると。今回踏み込んでコンセントまでやることが規定されている。国連での議論を踏まえてそうなっている。適用しないと言っているが、単に貧困だからという話だけではなくて、先住民族として一定の地域に根差した特性を持った人々を集団として認めて、一定の権利を与え、協議をやることを決めていたわけで、それを更に進めるのが今の案。それを適用しないとまるで違う話になる。アフリカ開発銀行でやっていないことは、それ自体が問題だと思うが、やっていないからそれが根拠になるのはおかしい話。そういった国々が権利を無視していることが問題。アフリカ開発銀行がどういうプロセスで決めたか分からないが、そんなことになっていて良いのか。市民の声を代表しない方々が政権を握って、その人たちが OK と言ってできている。これではいろいろな社会問題は解決できない。

MOF 濱田：

全てに答えることはできないが、できる範囲で答えたい。そもそもこの政策の趣旨は、我々の認識としてはまず背景としてクライアントのキャパシティ向上や周辺環境の変化、最新のクライアントニーズを反映して制度をアップデートする必要があるということ。そして、支援対象国のニーズを適切に反映できることが必要で、世銀の制度に合わせることもまず必要だと思う。また、クライアントの途上国からして、例えば世銀、アジア開発銀行、バイの開発機関、そういったところから融資を受けるときに、現状はそれぞれのセーフガード政策に則って書類を出さなければならない。それだけでかなり手間がかかっている。そういったことをハーモナイゼーションしていくことが趣旨にあると考える。また、これまで関連する個別規定がバラバラだったのを、ある程度体系的、統一的にまとめることも含まれていると考える。必ずしも途上国の台頭に対応するために世銀がやらなければいけないということではやっていないのではない。

セーフガード政策の立てつけについて、体系的に問題があるのではないかと指摘については、このセーフガードポリシーによって基準が低下するものではないと認識している。世銀もそういった認識でいる。趣旨としては、基本的に環境社会基準に書いてあることは目指さなければいけない。その上で、同等の基準がすでに途上国側であるとか、他の金融機関が同等の制度を持っている時にはこれを利用するとの趣旨である。例外的にしなくても良いということではないと考えている。

森下さんの意見に関しては、実際に我々もガイドラインのどの規定がどのくらい取り入れられているかの検証はしているが、かなりの部分取り入れられている努力はしていると解釈している。こちらもしこの原則を取り入れた方が良いということがあれば個別に教えて頂きたい。

最後に先住民の話だが、例えばラテンアメリカに関しては先住民族の特定が比較的容易と考えている。これをそのままアフリカ諸国に取り入れる場合には、先住民族の特定という行為自体が紛争の事態になる例も多々あるので、一概に先住民族という項目を作ることは難しい。その上で、個別に非自発的移転が生じる場合には、先住民族も含めて包括的に規定を求める。これも、先住民族がそのことによって全く配慮されない結果にはならないものと認識している。

田辺：

先住民族のところで、国で先住民族の指定を禁止されている場合に、世銀が先住民族を指定することはせずに、被影響住民に対して一律先住民族の世銀の規定を反映すれば良い話である。アフリカの国が先住民族を指定することが禁止されているから世銀も指定できない。世銀はアフリカの憲法に縛られておらず世銀がどう見るかの話なので、指定するのが禁止されていれば指定しなくても良いと思う。

川上：

もう一つ、どっちがという話があったがどっちもという場合もありうる。細かいところを規定するのではなくて、影響のあるときに協議をしてコンセントをもらわなければならないことが重要。先住民族がいくつもあればそれぞれとコンセントをとればいい。どちらが先かということではない。

MOF 濱田：

この先住民族については理事会を含めて国際的に意見の分かれるところで、今後まさに議論をしていこうと思うので、引き続き皆さんから意見を伺いたい。

議題 2：マレーシア・サラワク州送電網事業へのアジア開発銀行の融資計画の社会・環境影響について

川上：

マレーシアのサラワク州のプロジェクト、ADB の送電線への融資計画について。問題なのは送電線はもともとマレーシア側のダムからネットワークになっているが、インドネシア側に電力を売る送電線のお金を出すことである。サラワクのダムは非常に問題がある。立ち退きや先住民族の権利を無視するようなことも起きている。非常に問題のあるプロジェクトが行われていて、そこからインドネシアに売ると。ADB の評価は送電線の部分のみを評価している。NGO 側から見ると、それは大きな問題があるので送電線だけを評価してはだめだ。大きく全体を、計画も含めて評価すべきである。

もう一つは、融資先になるサラワクエナジーという会社は、サラワク州自体が問題のある州ではあるが、その元ガバナーのタイル主席大臣、現知事のほぼコントロール下にある。サラワクエナジーは国家の企業だが、結局その受注するところの企業、例えばサラワクケーブルはタイルの息子が持っている。ちゃんとした競争入札を行わない可能性がある。そもそもサラワクエナジーがいろいろと汚職に絡んでおり、出したお金はタイルがコントロールしている。それでは汚職が加速することになる。

質問は、要するにこんなところに融資するのはまずいということだ。財務省としては如何か。2 点目は、インドネシア側が融資を決定したので、それが出来ているからといって評価を下げることはしないで頂きたいとの話。3 点目は、そういう汚職問題があるところに対応策はないかとのことだ。

MOF 小荷田：

まず、基本的な考え方として、ADB のポリシーに合致しているかどうかという点は、ADB が融資を実施

して、ADB として関与する事業を対象に問われるべきことである。ご指摘のあった送電線融資案件については、ADB の事務局に確認したところ ADB として融資を行うかどうかの正式な組織決定は現段階ではできていない状態である。したがって、本案件について現時点で ADB の政策やポリシーに合致しているかについて、財務省として確たることを申し上げることはできない。ただ、今後 ADB として、組織として決定して理事会にはかられることになれば、本案件が ADB のセーフガードポリシーを遵守しているかどうかといった点も含めて理事会として確認し、また ADB が相応のモニタリングを行っていくべきことであると理解している。

2 点目のインドネシア側の融資案件の話について、ADB の融資する事業が環境面、社会面に及ぼす影響については ADB のセーフガードポリシーに沿った適切かつ客観的な評価をするべき、というのが基本的な考え方である。すでに行われている別の事業が当該事業の適切な評価を妨げることがあってはならないと考える。本送電線工事案件については、繰り返しになるが、まだ正式に理事会にはかられているわけではないので、理事会にあげればセーフガードポリシーを遵守しているかどうか確認する必要があると考える。

最後の質問について、本事業が汚職等も含めて加担することがないようにとのことだが、繰り返しになるが、現段階で決定していないので財務省として確たることは言えないが、理事会にあげればポリシーに沿っているかどうか確認することとなる。なお、現段階での ADB 事務局の担当者レベルの非公式な情報になるが、今後本件融資を実施することになった場合は、現地のコンサルタントを活用するなどして ADB としてしっかりとしたモニタリング体制を構築することを検討しているとのことであった。

川上：

趣旨は理解して頂けたと思う。川や先住民族の関係団体から ADB 宛てのレターも出ているが、大きな懸念が表明されている。政府には情報収集をして頂いて、評価をして頂くしか今のところはないかと思う。ただ、最後のモニタリングも、単に事業だけではなくてお金の流れも含めて行うべきだ。全体像を見るべき。ただ、associated facilities の中にダムは入らないという評価で、ウェブサイトにもそう書いてある。ケーブルのところは B 評価になっているが、細かい規定を見ると B かもしれないが、全体像を見るとどうかという状況である。ADB の基準に合っているかどうか一つの基準とのことだが、全体的に見て加担してしまう ADB プロジェクトはそれで良いのかとの観点で評価をしてもらいたい。もちろん ADB の基準に引っかかっていたらアウトだが、ぎりぎりセーフになってしまう場合でも、それを日本政府としてこれで良いのかとの見方を持って頂きたい。サラワク州は汚職国家のような状態になっているので、大きなリスクがあることを認識してもらいたい。事実を認識した上で考えなくてははいけない。

MOF 小荷田：

まだ現時点では本件が理事会に上がるかどうか、また上がるにしてもいつ上がるのかも決定していないが、今回のような情報交換は非常に有益だと考えている。

MOF 米谷：

このボルネオ島のあたりは熱帯雨林の違法伐採が昔からあるところで、それをインドネシアの政府としてもやめさせようとの公式の方針があるが、なかなかなくなる地元の構造がある。今取り上げられているこういうプロジェクトに ADB が出さずか出さないかはもちろん重要な問題で、よく検討する必要があるのだと思う。一方で、このプロジェクトに ADB がお金を出さなければ、問題が解決するのかというところではない。マレーシア側の水力発電所にせよ、あるいはサラワク州の汚職体質の州知事や関連会社の構造は、おそらく ADB が何もしなくても、この体質は温存されて地元の経済は続いていくと思う。それをどうするかはもっと大きい問題としてあって、ただ汚職はいけないと言っても解決できておらず、こういう状態にあるわけなので、よりクリーンな経済活動と統治がなされて、地元の経済が発展していける構造に切り替えていかなくてはならないと考える。それをどうやって支援するのだろうか。外からの力だけでは変わらないので、現地の人々の力と政府レベルでの後押しと国際社会からの後押しと、みんなが必要なかもしれない。そういうより大きな問題があると思う。そういうところに融資するかどうかは、よく中身と周辺状況を見て考えなければならないと思うが、個別の送電線を承認するかしないかの問題の外に、もっと深刻な構造問題があると思う。

川上 :

ADB なり、世銀が融資のデュー・デリジェンスをやるときにこういう条件でないだめだ、こういう汚職があってはだめだということを仕組みとして導入していくことは、向こう側には大きなプレッシャーになる。日本もサラワクエナジーにお金を流しているらしいので、本来、ちゃんとしたデュー・デリジェンスをすれば、そのようなお金はいかないはず。知らなければ知らない話。直接やっている人たちは知っているが、間接的にやっている人は知らないからお金がどっと流れる。日本はお金を流しているし、木材を買ってもある。サラワク州からは合板がいっぱい来ている。加担をしている側に回っているので、本来そこに何らかのチェックを入れることが構造的に、彼らの体制を変えないと生きていけなくなる。日本は重要なアクターなので、日本がきちんと要求をして、プレッシャーをかけることが必要。今回タイが知事になったのもグローバル・ウィットネスの活動が影響している。汚職していないと言っていたのにしていたので辞めざるを得ない。徐々に効いていくと思う。ADB だけではないが、きちんと突きつけていくことによって、大きな問題も少しずつ変わっていく。

MOF 米谷 :

もう少しだけ付け加えると、ADB とか日本が関わっている国際機関自身がチェックをすることはもちろん重要だが、我々が止めたら隣の大きな国が出すというのではだめ。昔からボルネオ島のこういう資金は裏の資金だったりするのでなかなか把握もされていないが、国際的な輪が必要。

議題 3 : JBIC 環境社会配慮ガイドライン改訂と運用について (インドネシア・バタン石炭火力発電事業を例に)

波多江 :

JBIC がガイドラインの改訂をやっており、改訂案が出されパブリックコメントを受け付け中である。大きな方向性が示されている中で明文化をした 2 つの項目について、現行のガイドラインと照らして運用

に問題があると認識しているものについてあげさせて頂いた。

1点目は住民移転の範囲の明文化。これまでは非自発的住民移転と短縮して書かれていたところがあったが、住民移転の中に実質的には生計手段の喪失を含めてJBICが環境レビューを行ってきたと、ガイドライン改訂のパブリックコンサルテーションで説明があり、運用上も明文化したほうが良いとのことで、大規模な非自発的住民移転または大規模な生計手段の喪失と明文化がなされる方向になっている。インドネシアのバタン石炭火力発電事業について、物理的移転は発生しないが地権者が500人以上、小作人も含めると1000人以上と大規模に収入源を失う方がいる。こういうプロジェクトについて、現行のガイドラインでは、大規模な住民移転がある場合には住民移転計画のようなものをJBICに提出しなければならない規定があったわけだが、JBICとの個別案件の会合の中では、物理的移転はないので計画書の提出はいらぬという解釈を示されている。一方でガイドラインの改訂の中では、住民移転の中に生計手段の喪失は含まれているとの理解をJBICから頂いていて、運用の中で解釈の違いがあった。再度、確認したいのは、現行ガイドラインは改訂ガイドラインが施行されるまで運用されるので、バタンの石炭案件も含めて、今後も現行ガイドラインの下で、大規模な生計手段の喪失がある案件の場合には生計回復計画がJBICに提出されなければならないと。この点を環境レビューの要件として確認して頂きたいと考えているので、財務省の認識をもう一度伺いたい。

今回はガイドラインの改訂がタイミングよく来たのでガイドラインの改訂のパブリックコンサルテーションで議論することができたわけだが、今度改訂があつてこの先5年間、こういった議論を公にできる場がない。5年間の間に運用上で解釈の違いがあつた場合に公開で議論できる場の設定が必要だと考えている。財務省の考えを聞かせて頂きたい。

2点目について、事業地周辺の警備要員による地域住民への人権侵害が起きないように、ということはいこれまでチェックリストに入っていたわけだが、本文には明記されていなかった。改訂案の中では警備要員の人権侵害も検討する影響のスコープとして入れることで明文化される方向と理解している。こちらでも現在のガイドラインの中で、チェックはされているということであったが、バタン石炭火力発電事業では、JBICが実査に行かれていても政府関係者にしかヒアリングをされておらず、人権侵害の事実は認められないという答えを頂いており、改訂ガイドラインのなかで明文化がなされたとしても、その確認体制が懸念される。特に人権侵害については客観的な把握が必要だと思うし、せっかく実査に行っているのであれば住民への聞き取り、第三者への聞き取りをToRに入れるなどして確保して頂きたいと考えているが、見解を伺えればと思う。

MOF 岡崎：

1点目の環境社会配慮ガイドラインの読み方について、バタン石炭火力を例に出されて、物理的な移転はないが生計を失う方はたくさんいらっしゃるという状況を受けて、住民移転計画、この場合は生計回復計画になると思うが、その提出が必要なのか否かについて、結論として必要との見解を伺った。ガイドライン改訂の中でのJBICの説明と個別案件での説明に食い違いがあるのではないかとの問題意識を示されたかと思う。その詳細は承知していないが、現行のガイドラインの読み方だが、生計回復計画を提

出ることがガイドラインには直接明記はされていない。この点をご承知のことかと思うが、他方、ガイドラインでは世銀のセーフガードポリシーと IFC のパフォーマンス・スタンダードの適合性を確認することになっており、IFC パフォーマンス・スタンダードを参照すると、生計喪失者がいれば生計回復計画を事業者に求めることになっているので、適合性を確認する意味では本件についても生計回復計画の提出が必要だとの解釈が成り立つ。実際に生計を喪失する方がたくさんいらっしゃるが、国家権力等を背景として収用プロセスを進めているわけではなく、事業者が住民と交渉によって土地取得のプロセスを進めている。住民にとって非自発的な生計喪失は生じていない。パフォーマンス・スタンダードが想定している喪失は非自発的な喪失なので、その観点からするとバタンの件では生計回復計画が必ずしも必要ではないとの結論に達すると考えている。一般論として、プロジェクトの実施に当たっては住民の参加や理解を得ていくことは当然重要であるので、JBIC でもプロジェクト実施主体者により適切な措置が講じられることを確認していくべき。細かく環境レビューをやって頂きたいと思う。

NGO と JBIC に考え方の齟齬がある場合、ガイドラインの解釈であるとか、見解の相違点がある場合について、公開協議で精査する場を設けるべきとの意見について、一般的には JBIC でも誠実に対応していると思うが、従来通り個別案件でご指摘があれば随時 JBIC に相談を持ち込んで頂き、そこで話し合いの場を持つことが必要。そういったプロセスが適切。必要に応じてこうした協議会で提起して頂くこともやぶさかではない。だが、別途メカニズムを用意することまでは必要なのか。これまで通り案件ごとに相談をして頂いて誤解があれば解いて頂きたい。JBIC が至らない点については反映されていくと思う。

JBIC のレビューのやり方として、バタンの件でも現地に行って当局者と話しているが、それだけではならず住民や第三者への聞き取りをしていくべきとの指摘だが、原則論を言えば、JBIC のガイドライン上は環境社会配慮の主体はプロジェクト実施主体、すなわち事業者であり、事業者から得た情報をもとに JBIC は必要なレビューを行うと承知している。環境のみならず人権面でも同様。住民にどのような影響が出るかも含めて、ステークホルダーにどう対応するかは事業者が行っていくもので、デュープロセスを踏んでいるかを事業者から提供された情報をもとに JBIC が二次的に確認していくのが基本。これが原則ではあるが、当然ながら事業者からの情報だけでは足りない。バイアスがかかったり、ネガティブな情報を伝えない意図があったりする場合もある。そういう点も勘案しながら疑問に思う点は、第三者から入手可能な情報を得て、トータルに考えていくことも必要ということ是一般論として言える。

最後に住民の意見の聞き取りを行うべきではないかとの指摘については、これはケースバイケースで、個別案件に即して判断するべきと考えているが、当然、大規模な非自発的住民移転を伴うプロジェクトや先住民族が居住していて影響が大きいものなどは、必要に応じて現地に出かけて JBIC として、利害関係のある方々から直接話を聞くことも必要だろうし、実際そういうこともあると聞いている。ただ、すべての件について必要であるかと言ったらそれは違う。案件の状況や現地で適切に物事が動いているかを確認しながら必要な手を打っていくということだと思う。

波多江：

1 点目だが、現行ガイドラインでも生計手段の喪失がある場合には計画書が提出されなければいけないと

のことだったかと思うが、ボタンについては非自発的ではないからパフォーマンス・スタンダード 5 が適用されないという解釈をされているのであれば問題だ。何が自発的で、何が非自発的かという議論まですると思っていなかったのが非常に残念だ。IFC のパフォーマンス・スタンダード 5 では確かに negotiated settlement とは分けてあると思うが、negotiated であるからといって計画書を出さなくて良いという議論にはなっていない。ボランタリーの移転であれば PS5 は適用されないと書いてあるが、ボタンの案件において、住民が自発的に売却したくて売っているかと言えば、全くの間違いであって、この事業が無ければ住民はそこで生活を続けたいわけだ。今日は「非自発的ではない」という新たな解釈をお聞きしたが、そういった解釈を安易にして頂きたくはない。

解釈の違いが出た場合に、この問題は何回か議論させて頂いており、しつこくて申し訳ないと思っているが、財務省とは定期協議会がある。一方、昔は JBIC との定期協議会はあったが、今はなくなっている。JBIC と個々の案件で話をしていくことはあるが、ガイドラインは個別の案件だけに適用されているわけではないので、公開の場で JBIC の個別案件の担当の人だけではなく、一年に一回とかであっても良いかと思う。

現地実査の話だが、財務省の方がおっしゃった通り、事業者からネガティブな情報はなかなか出てこない。あるいはバイアスがかかるという点に尽きると思う。JBIC 自身がリスクを回避する観点からも現地実査、カテゴリ A 案件はほぼすべてコンサルタントを雇って現地実査をやっていると思うし、JBIC のリスク回避の観点からも現地実査の際の住民へのヒアリングをやって頂いた方が良いだろう。

MOF 岡崎 :

従来通り個別案件ごとに相談して頂くのが十分ではないかと申し上げたが、確かに案件を離れて施行中のガイドラインについて、一般的に疑問を持たれることはあり得ると思っているので、問題意識は共有しておきたいと思う。

川上 :

ガイドラインの解釈について、重要な生息地のことで担当の方と議論したが、担当の方と議論すると、ずれて来ると認識している。ガイドラインの改訂をやっている方ともずれている。適当な基準を持って来てこうだと言い張っている。解釈がずれているけど何とかくっつけている。ボタンのケースのみならず出光でも起きていて、実質的に違反していると思われる。環境審査室に聞いたらずれていると言うかもしれない。そういう会合を持ったらどうかという提案をしたが蹴られてしまった。ガイドラインの運用はこれでいこうとの議論があった方が、こういう風にずれているという議論ができる。どうやったらコントロールできるのか。もう一つ、実査のところで、住民が絡むような案件については ToR でやるということを入れないと。企業と政府だけに会っても何しに行っているかわからない。やらないことで起きている問題はいっぱいある。ルールを決めて頂きたい。

議題 4 : OECD 輸出信用部会における石炭火力発電支援に関する議論について

田辺：

これまでこの協議会でも JBIC の石炭火力発電への支援の是非は議論させて頂いたが、今日はその是非については置いておく。OECD 会合であがっている具体的な論点や気候変動を巡る対策について、他の金融機関が行っていることを ECA もできるのではないかとといった観点から質問させて頂いた次第である。

MOF 岡崎：

いろんな情報をお持ちになっているようにお見受けする。ECG の会合で議論しているが、そこで日本がどのような主張をしているかを表に出すつもりは一切ないが、いろいろなことを勉強されていると思っている。具体的な日本の提案や今後の見通し、論点になっている BATs に関する日本の立場、その他メンバー国のスタンスについてご関心を持っていることはよくわかる。しかし、これらのことは交渉中のことでもあるし、現在進行形で OECD のフォーラムにおいてメンバー国間で議論をしており、方向性を出すべくプロセスは来年以降も続くが、今の時点で申し上げられることはない。ご了承いただきたい。

ご指摘は、他の金融機関である IFC や日本のメガバンクも参加している赤道原則の個別のガイドラインの中で定められているプロセスを ECA でもできないか、とのことだと思う。IFC パフォーマンス・スタンダード III、IFC Access to Information Policy、赤道原則の準則と同等の事柄を、例えば OECD のコモン・アプローチにも採用するべく積極的に議論に参加するべきではないかという問題意識をお持ちだと思う。今財務省の立場を申し上げることはできないが、JBIC・NEXI を含む ECA がどういった負担を引き受けるかという問題に直結するので、まずは実務的な立場から、ECA において、もしくは ECA 間で議論をするのが適切ではないか。現行のコモン・アプローチに何も書いていないかということ、CO2 換算で年間 2 万 5000 トン超の温室効果ガスを排出すると予測されるプロジェクトについては、年間排出量の予測値を OECD 事務局に報告することが定められている。ただし、入手可能な場合に限られており、予測の正確性や方法論について実務者間で経験の蓄積を図ることにある。よってこれをさらに進めていくべきというのが問題意識だと思うが、現行でもほとんどの ECA が特段の対応をしていないので、一飛びに議論をすることは難しい。

田辺：

2 点ある。OECD はこれまでは主に経済的なこととか競争力の関係で交渉されていたかもしれないが、こういった社会的な問題を議論する国際会議でここまで情報が公開されていない会議は非常に珍しい。玉木さんが事務局次長に就かれているところもある。OECD で社会的な問題を議論するとき、現在は市民社会が議論できるのは年一回のコンサルテーションだけ。国連の会議であるとか、世銀、ADB の会議であるとかいろいろ出ているが、もうちょっとどうにかならないのかとと思っているところ。2 点目は、ECA の実務者で調整を図っているとの趣旨の回答があったが、民間の実務者が既にやっているのに、ECA の方々もやったらどうかという提案。民間がやっておらず ECA が先駆的なことをやろうとしている話であれば、実務者の議論は納得できる。民間はすでにやっているのに ECA の実務者ができないという説明は納得がいかない。

MOF 岡崎：

2 点目について、確かにおっしゃる通りという気持ちもあり、問題意識は共有したい。個々の ECA がやりたいと思っていてもルール作りまで繋げていくのは交渉事なので、すぐに成果は出ない。そういう問題意識を持ちつつ、そういう方向で努力していく心持は当然なくてはいけないと思っている。最初のご指摘について、先日、11 月の定例会合の際に市民社会とのコンサルテーションの場が OECD で持たれたが、ああいった場面以外に特段意見表明をする場面が与えられていないご不満については、恐らくいろいろなところで同様の意見が出ていると思っている。NGO だけでなく、産業界や学界など様々なステークホルダーの方々がいらっしやる中で、いろいろなグループの方々と意見交換の場を持たなければという問題意識自体はある。しかし各方面にアプローチしているとなかなか手が届かず、物理的に会場設営が追い付かないこともある。いろいろな制約があることを踏まえながら、意見を取り入れていく努力が必要であるということは私も良く認識している。そういう問題意識を持ちながら対応していきたい。

財務省からの議題

議題 1：保健（特に栄養改善）について

堀江：

セーブ・ザ・チルドレン・ジャパンとワールド・ビジョン・ジャパンと日本リザルツの 3 団体で取り組みをしている栄養改善についてのアドボカシーの活動を紹介させて頂ければと思う。3 団体で分担をしたのでプレゼンが 3 つある。私からは国際的な栄養の課題と世界の潮流について紹介をする。その後、ワールド・ビジョンの柴田さんから日本の 3 団体でこれまでどのように取り組んできたかを含めて、日本での取り組みを紹介する。その後、日本リザルツの鰐部さんより NGO が栄養についてどのような活動を行っているかに関する調査結果のご報告をしたい。

国際栄養問題と世界の取り組みについて簡単に紹介する。栄養改善がなぜ重要かというと栄養不良というとタンパク質やエネルギーという栄養素の不足を想像される方が多いと思われるが、近年は栄養過多による超過体重、肥満の問題も先進国のみならず途上国でも大きな問題になっており、二重苦であると言われている。一方、世界の乳幼児死亡について、MDG4 の達成は難しいとされているが、乳幼児死亡の約半分が栄養不良に起因すると言われている。世界的に栄養不良は最大の死亡要因となっている。慢性の栄養不良になると一生に渡る知的機能や生産性の低下、収入の低下ということで途上国の国家歳入に推定 2~3% 減を招くとされている。

栄養不良の要因について、教育や貧困、不適切な母子保健のケア、不十分な公衆保健環境、世界レベルの食糧不足といった様々な社会経済的要因があり、そこから疾病にかかりやすいつか、不適切な栄養摂取による母子の低栄養という状況がもたらされる。さらに短期的な影響、長期的な影響が出て来る。

次に栄養不良の規模と分布について、慢性の栄養不良児の 90% はサブサハラアフリカと南アジアの 36 か国に集中している。未だにサブサハラの栄養不良の割合は 30% と言われている。これほど深刻な状況にもかかわらず、これまで世界的に栄養の問題は注目されておらず、資金の投入もされてこなかった経

緯がある。栄養は直接的な死亡原因とならず死亡診断書にも表れないので、隠れた危機と言われている。

ここ数年、世界的に栄養に対するモメンタムが向上している。2012年の世界保健総会で栄養に関するグローバル目標が設定され、2025年までの達成目標として1~6のターゲットが設定された。ここに記載はされていないがMDG1にも、ターゲット1Cが2015年までに飢餓に苦しむ人口の割合を1990年の水準から半減するというターゲットも置かれている。

国際的な潮流としては、2008年にランセットという保健では権威ある雑誌が、母子の低栄養に関する科学的実証に基づく13の介入を発表し、そこから栄養への機運が高まって来た。2009年は栄養不良対策のスケールアップ信託基金が日本により世銀に設立された。これについては柴田さんが後ほど詳しく紹介する。2010年には、正式にScaling Up Nutritionが設立され、また世銀が栄養改善に必要なコストを算出している。2013年にはロンドンでロックアーンサミットの直前にNutrition for Growthといったイベントが開催され、各国ドナー、民間セクター、市民社会などによる支援表明として、栄養分野への直接支援に総額41.5億ドル、間接支援として約190億ドルをコミットした。

ちょっと戻るが、栄養直接介入というのは、行動変容、微量栄養素・駆虫剤の投与・付与、治療食による介入という3つの分野の13の介入が実証されている。間接介入というのは、直接介入以外に栄養素を継続的に摂取するためのマルチセクトラルな支援や取り組みのことで、食料確保のための家庭菜園、現金給付、改良かまどの普及、収入向上など様々な取り組みが進んではいるが、効果は十分に実証されていない。

日本が生みの親となったSUNの現在の参加国は、サブサハラを中心に54ヶ国が参加している。栄養のみに焦点を絞った世界的な枠組みになる。SUNには多様なステークホルダーのグループがあって、それぞれがネットワークを形成し、これだけ見ると複雑な構成になっている。栄養状態の改善は、途上国の栄養に関する計画作成や取り組み、栄養への配分によるところが大きく、今後の実施に期待がかかっている。

最近の大きな動きとしては、ローマで11月19日~21日にFAOとWHOの共催の下、Second International Conference on Nutrition (ICN2)が開催され、170以上の政府、CSO、民間セクターなど計2200人以上が参加している。ここでローマ宣言と行動枠組みを採択している。日本は外務省、農林水産省より参加をしたと聞いている。ここで確認されたのは、栄養問題が複雑で横断的な取り組みが必要ということ、そして、それをマルチセクターで取り組むことの重要性が改めて確認された。マルチセクターの取り組みを日本で推進するという動きについては、次の柴田さんをお願いしたい。

柴田：

日本における国際栄養改善に関する動きという資料に基づき説明をさせて頂く。4つの分野に分けて説明させて頂くが、まず日本政府による栄養改善分野への取り組み、2点目として、政治的リーダーシップ、3点目としてNGOの取り組み、4点目として今後に向けてという流れ。

栄養が ODA の中では保健分野の中に埋もれてしまったり、食糧支援に埋もれてしまったり、栄養についてどれくらい日本として取り組んでいるかが見えづらい状況になっている。Scaling Up Nutrition 信託基金の設立に向けて日本政府が大きなイニシアティブをとって頂いた。これを皮切りに 2009 年から 2011 年の 3 年間で年平均 3360 万ドルの拠出を栄養分野にしている。この間、日本は栄養分野に関する第 4 位のドナー国となっており、世界の栄養分野 ODA の 7.4%を拠出している。

また、2013 年 4 月に横浜で開催された TICAD V で採択された横浜行動計画にも栄養の重要性について記載頂き、新たな支援表明 500 億円をして頂いている他、世銀経由での 1 億ドルの支援表明もして頂いている。ロンドンで行われた会議の時も、日英共同声明の中で 2020 年のオリンピック・パラリンピック東京大会に向けて世界的な栄養改善のモメンタムを維持していくと記載された。

アジスアベバでの安倍総理のスピーチだが、国際保健外交戦略の柱として Universal Health Coverage として推進して頂き、財務省でも世界銀行との共同研究として牽引して頂いているが、その一環として栄養改善を捉えて、その一環として栄養改善についても積極的に取り組む方針を表明して頂いた。今年 7 月に内閣官房から出された医療・健康戦略案の中でも、栄養改善に向けた官民連携を進めていくことが記載されている。

このような形で日本政府でも栄養分野で力強い取り組みを重ねて来ていると理解している。一つの開発イシューの動きを集めるためには政治的なリーダーシップが不可欠と言われているが、日本国内でも国際栄養改善に関して政治的な機運が盛り上がってきており、議員連盟の設立に向けて今年の 3 月に参議院議員会館で勉強会を開催させて頂いた。これを皮切りに議員連盟設立に向けて動きが進んでいる状況である。

NGO の取り組みについて、昨年 4 月くらいから、セーブ・ザ・チルドレン、日本リザルツ、ワールド・ビジョンの 3 団体で栄養改善に取り組む NGO ネットワークを立ち上げ、共同でアドボカシーを行っており、財務省 NGO 定期協議でも何度か取り上げさせて頂いた。昨年 12 月に第 1 回栄養ラウンドテーブルを開催して、多様なステークホルダーが連携した横断的なプラットフォームの設立が重要であると合意した。案内をお手元に配布してある。栄養に関する取組みの一環として NGO が関わる栄養事業のとりまとめを行っており、後ほど日本リザルツの鰐部さんより発表頂く。第 2 回栄養ラウンドテーブルを今年の 11 月に開催し、財務省からは福田様にご参加頂いた。財務省、外務省、厚生労働省、JICA などの関係省庁、国際機関、民間企業、NGO、研究機関など栄養改善について取り組む多様なステークホルダーに参加頂いた。武見敬三先生にも基調講演を頂き、国際栄養改善に向けて日本が貢献する意義、ステークホルダーが連携していくにあたってのアクションプランの内容についてディスカッションをした。

このような多様な取り組みを行っているが、今後、行いたいことや重要なモメンタムを紹介する。まずは先ほど紹介した栄養アクションプランを確定させたい。栄養について様々な取り組みを行っている関係省庁、国際機関、NGO、研究機関が連携して情報を集約し、世界的に発信するプラットフォームを作

りたいと考えている。このような情報を共有し、知見を蓄積するラウンドテーブルを恒常的に開催したいと思っている。2点目に、議員連盟を設立するために議員の方々に積極的に動いて頂いている。3点目として2016年にG8サミットが日本で開催され、2020年には東京オリンピックが開催される。そういった貴重な機会をとらえて、栄養に関する動きをより活発化して、世界の栄養問題に貢献していく強固なネットワークを作りたいと考えている。

鰐部：

栄養事業に関する調査の概要について簡単に報告させて頂く。栄養 NGO ネットワークの3団体で国内の NGO103 団体に働きかけを行い、各団体の栄養事業の調査を行った。これは自発的なもので、第1回の栄養ラウンドテーブルの時には、開発機関課から大江課長補佐がご出席頂いたが、連携を意識した動きを問われた。そこから何かをやる必要があるとのことで動いて来ている。

第2回ラウンドテーブルは柴田さんから説明があった通りである。その間に国会議員向けの勉強会を行った。議連の設立の前に一回やった方が良いとのことで、ここでも栄養に対する政治的な意思の確立のためにはベースがどうなっているか見極めた方が良いとの議論がなされた。ここから私たち NGO が栄養の問題についてどう捉えているか状況を把握する必要があると考え、7月にアンケートを実施することに踏み切った。まだ中間ではあるが、一旦 NGO ベースでまとめることができた。内容としては、回答は79団体。実際に栄養事業を実施している団体は44か国で46団体。分析を継続しているが現時点での書簡をまとめたのがこの内容。NGO の栄養事業はコミュニティに浸透している利点はある。日本の NGO は食育や伝統食を使ったアプローチが多い。インパクト評価など専門的な視点はまだまだ不足しているというのが私たちベースの結論。

参考1の該当プロジェクトの実施分野を見て頂きたいが、NGO のプロジェクトはだいたいこの辺りのカテゴリに収まる。特に保健医療、教育、技術支援の3つ。参考2でどういうことをしているかを聞いて回答を頂いた。合計で360程度あるプロジェクトなのでページ数は20ページ以上になるが、だいたいこのような内容で、結果をまとめている。

アクションプランを作りたいと考えていて、最後のページにも書かせて頂いたが、この調査を今後どう使っていくか。私たちだけでは足りないところが多々あるので、学术界の方々に改めて分析をお願いしている。その際にはクリスマスツリーのような総花的な結論ではなく、より厳しく踏み込んで分析して評価を下して欲しいと。例えばこの事業に関しては意味がないとか、インパクトが薄いとか、どこの事業が良くて、どんなことが足りないか。そういうことを分析した上で、議員連盟を立ち上げて、何らかの形で政策に反映させたい。外務省が行っている国際保健政策とか、こういうところに入れ込むことができまいかと考えている。栄養の ODA は、実質的に財務省から資金がいつているものが大半である。こういうところの反映を含めて、我々として何か使えないかと考えている。

MOF 福田：

栄養に関する問題は、ステークホルダーがいろいろいて、また様々な要因が重なっており、こうすれば

長期的にサステナブルに解決できる、といった単純な問題ではないことから、おっしゃる通り、マルチセクトラルに官、民、学术界のいろいろなステークホルダーの方々と一緒に考えていく、またこれまでのグッドプラクティスがあればステークホルダーの間で情報共有していくのが重要と考えている

鰐部さんからのプレゼンのなかの「今後の展開」のところで、追加でコメントする。

2点目のところで、日本の食育をベースにした本邦 NGO の活動と海外の NGO の活動の比較分析を検討されているのは非常に良いポイント。栄養の改善は、SDGs のドラフトの中にも入っており、恐らく今後国際社会で取り組んでいかなければいけない課題であるが、そこに対してどの程度日本がオーナーシップを持って取り組んでいくべきか考えるにあたっては、開発課題として重要だということに加えて、日本の知見を世界に還元できることが説明できることが望ましい。例えば日本だと食育の観点から学校給食を通じて子供の栄養状態が改善して成長が促進されるといった、ストーリーに加えて、これを定量的に分析してその結果を国際社会で説得力をもって説明していけるようなエビデンスをこの調査の中で捉えていくことを考えてはどうか。そして、日本の NGO だけでなく、海外の NGO あるいは国際機関などの海外のドナーにも紹介し、日本の知見を活用してもらえれば良いのではないか。

加えて、3点目に記載がある、NGO のこれまでの活動のインパクト評価を検討されているのも重要なポイント。NGO の活動により定量的に数値が改善したことが評価できれば、今後活動していくに当たって、より説得的にアピールしていくことができるのではないか。また、栄養の問題を持続可能なかたちで解決するには、ドナーの問題だけではなく、途上国政府自身のマインドを変える、あるいは現地の方々のマインドを変えることが必要だと思うので、NGO による点の活動を、途上国政府や現地住民を巻き込みながら面的に展開していくことも見据えると、なおのこと、NGO の活動のインパクトが定量的に示せると良いのではないか。

堀江：

アクションプランをご覧頂いていると思うが、日本として活動する意義や、具体的にどういう活動をやっていくかについては様々なステークホルダーの方々からコメントを頂いている。NGO の活動の中で見えてきた評価の弱さについてはおっしゃるとおりだが、政府としてこれまで取り組んできたものもなかなか見えづらいということもあり、ともに見える化をする必要がある。日本の栄養に向けた援助額は世界第4位という非常に大きな額だが、実際に何をされていて成果が上がっているのか見えていないのはもったいない。マルチの機関への拠出が多いということもあるが、日本政府として政策を明確にしてほしい。

柴田：

日本だけでなく途上国政府の政策にもインパクトを与えるようにという貴重な指摘だったが、我々も日本政府に向けたアドボカシー活動をしているが、現場では現地政府に向けたアドボカシーを実際に行っている。政策の対象になっている方々が、実際に自分たちが受けているサービスについて、本来権利として有しているレベルで受けるサービスについての学びをして、あるべきサービスに対して声を上げる

という現地でのアドボカシーをしている。成果も出ているので、数値化して発信していきたい。NGOの現地レベルでの活動も見える化をして発信していきたい。

鰐部：

ご指摘頂いた点については我々も問題意識を持っている。今世界の中でトレンドになっているのは強化食品で、いっきにサプリメントを栄養不良のところに与えて、そこで一気に改善を図ると。一方で、日本としては学校給食の活用などを行っているが、これをポリシーに引き上げるのは難しいと思う。どれだけそれが素晴らしいかは、実際それを評価するとなると簡単ではない。定量的な分析となると栄養は色んなファクターが関わる。栄養そのものについても、現在、味の素がガーナでアミノ酸を供給するプロジェクトを行っているが、それを測るにはどうしたら良いかということ、住民は定期的に血液をサンプリングしたりして手間暇がかかる。栄養そのものの研究も簡単ではない。そういう中で、日本として知見があるかということ、確立しているかどうかは分からない。せっかくだから確立するのに長期間継続的に政策をした方が良いのでは。

議題2：防災及びジェンダーについて

高橋：

オックスファムから防災とジェンダーについてお話しをさせて頂く。普段は内閣府の男女共同参画局や復興庁の男女課の方、そして外務省とやりとりをしている。非常に旬な問題でもあり、また国や文化に関わらず普遍的であるお話しを外務省の方々と考えたい。1の背景、基本概念、国際的枠組みについては、国連開発計画で様々な女性支援のプログラムを手掛け、現在フリーのジェンダーの専門家として活動している大崎麻子さんからお話しをする。2については、震災事業を担当している私からお話しする。

大崎：

フリーで活動しているが、東日本大震災に関してはオックスファム・ジャパンのアドバイザーとして高橋さんと3年半東北に通っていた。そこで得た知見や教訓は、日本がジェンダー、自然災害、防災等々を発信していく上で非常に貴重なものとなっているのではないかと思う。私からは国際的な潮流の説明をし、その文脈において日本の経験がどうだったのかを高橋さんからお話し頂く。

最初に背景と基本概念について、近年大規模自然災害は非常に増加している。1980年代は、年間の自然災害の数は世界規模の件数としては120件くらいと言われていたが、今は500件ということで4倍になっている。それを受けて国際的にも、私たちはDRM（Disaster Risk Management）と言っているが、災害のリスク管理が主要な開発アジェンダになっている。私たちが防災というのはこのDRMだが、この中に3つある。1点目がDisaster Risk Reductionで、これが防災、減災にあたる。2点目が、Disaster Responseで災害対応の部分、そして3点目がDisaster Recoveryで災害復旧である。この3つを合わせて、国際的に国際リスク管理の大きな課題となっている。

2005年に神戸で開催された第2回国連世界防災会議で採択された兵庫行動枠組みが世界共通のフレーム

ワークである。このフレームワークの目的は、国とコミュニティの災害へのレジリエンスを高めることがゴールとして設定されている。ジェンダーの問題に関しては、いろんな領域に関係なくフレームワークとして3つの要素がある。1点目は脆弱性、2点目が女性特有のニーズと懸念事項、そして3点目が参画とエンパワーメント。開発や経済成長の中核的な考え方がこの3つの要素に基づいている。そして、紛争、平和構築でもジェンダーの問題、とくに紛争時の性暴力の撲滅は大きな国際的なアジェンダとなっているが、そこでも安保理決議でのベースはこの3つとなっている。

自然災害でも同じで、特に女性は脆弱性が高い。例えば1991年のバングラディッシュで起きたサイクロンでは死者の90%が女性だと言われていた。そして、2004年のインド洋の津波では67%が女性、さらに2008年のミャンマーのサイクロンでも61%の死者が女性であった。自然災害は皆に平等に襲い掛かってくるが、なぜ死者にこれだけの違いがあるのか。ジェンダーの視点が重要である。

自然災害とジェンダーの枠組みはいくつかあり、一点目は先ほどの兵庫行動枠組みの中でもジェンダーの主流化の必要性が明言されている。さらに、国連女性の地位委員会が毎年3月に国連で開催されるが、その委員会の中で防災とジェンダーに特化した決議が2つ採択された。これは2012年と2014年に採択されたが、その仕掛け人となったのは日本政府である。日本政府が共同提案国を募ってリーダーシップを発揮した。その決議は、兵庫行動枠組みと同じようなことを言っているが、2014年に改めて出しているのが、このレジリエンス、災害に強い社会作り、そして平時からの女性へのエンパワーメント、参画の重要性を強調している決議となっている。そして、2015年には第3回国連世界防災会議や世界人道サミットなど様々なプロセスがあるので、その中でジェンダーと自然災害も主要テーマとして理解していくことも掲げている。これを受けて、安倍総理も非常に力強く色々な国際会合で自然災害とジェンダーに関しては日本がリーダーシップをとっていくと言っていた。それから今年の7月に世界人道サミットの地域準備会合が東京で開催されたが、ここでのオープニング・ステートメントでも岸田外務大臣がジェンダーと女性の参画について重きを置き、我が国として牽引していくとおっしゃっていた。政策レベルでは日本がこの領域に関してはリーダーシップを発揮しているのが現状だ。

それもありつつ、世界的に開発の分野で見ると、自然災害と連動して気候変動、エネルギー、インフラの各領域の部分でもジェンダーの主流化、エンパワーメントがかなり加速している。世界銀行も、2011年にこのテーマでフラッグシップ・プログラムをローンチしている。そのテーマが「Making Women's Voices Count」で、東アジアと太平洋側に特化したプログラムとなっている。東アジア太平洋地域は、自然災害の死者の82%が集中していると言われており、被災者で見ても85%がアジア太平洋地域に集中している。世界銀行も取り組みを強化し、あらゆるプロジェクトを進行させ、そこで得られた知見を世界的に発信するサイクルが作られている。

アジア太平洋地域の関連でいうと、APECのプロセスがあるが、APECの中に女性と経済フォーラムがあり、私も5月に参加したが、その時に自然災害時の復興における経済的エンパワーメントというお題でオックスファムのプロジェクトベースにいろいろな話をしたところ非常に関心が高かった。それを受けて、日本政府の働きかけでAPECの文書の中にも、自然災害と経済的エンパワーメントについて地域の

中で知見を共有するとの文言も入っている。

国際的な取り組みは、自然災害とジェンダー、女性のエンパワーメントに関しては進んでおり、その中の中核を成しているのはこのレジリエンスという概念である。スライドの中に、脆弱性とレジリエンスから考える災害に強い社会という静岡大学の池田先生が作られたものが入っているが、レジリエンスは日本語で強靱化と訳されてしまったので非常に限定されたイメージだが、先ほど申し上げた DRM の 3 つの要素と連動している。一点目は減災のところでハザードを避けられる、2 点目が災害対応のところで被害を以下に小さくとどめられるかである。これに関して日本は東日本大震災で関連死が 3 万名いて、そのうちの半分は非難環境が十分でなかったことも分析されている。そして 3 点目が、災害復興、復旧の中でより良い状態にできるまちづくりをしていくことだ。キャッチフレーズとして empowerment people resilient community がある。インフラは大事だが、ひとりひとりの人間がエンパワーメントされて初めて災害に強い社会、まちづくりが可能であるという理解が国際的にはある。

高橋：

続いて、オックスファム・ジャパンの事業を通して日本の状況を見ていく。私たちは普段国際協力をやっている団体だが、東日本大震災の際は世界から約 2 億円集まったので、今まで 3 年半で 20 事業、2 万人に支援ができた。最初に、私たちがどの分野で何を支援しようかと考えたときに、オックスファムが国際協力の場で使っているアセスメントをしたが、その時にジェンダー分析は必ずしなければいけないということになっていて、災害自体は誰にでも襲い掛かるが、その影響は年齢や障害の有無、そしてジェンダーによって変わることが既に国際的な常識となっている。見ていったところ、女性に対する支援が非常に不足している、そして女性が非常に困難な状況に置かれていることが分かった。私たちの活動形態としては、オックスファム・ジャパンは日本の中では小さな団体なので、資金の提供と状況分析、事業形成をどうしていくかを考える。そして日本の優れた女性団体が実施主体となって被災した方々を支援した。

自然災害は、日常生活があった上で自然災害が起こり、緊急対策があり、という流れで起こっている。私たちが日本の現場で見たのは、男性と女性で異なる被災体験をしているということだった。例えば、災害後には女性に対する暴力がひどくなるというのは世界的に言われているが、パートナー団体が調査したところ、やはり日本でも女性に対する暴力が起こっていた、起こりやすい環境となっていたことが明らかとなった。男女間の雇用機会の格差でいうと、建築や採掘のガテン系の仕事は求人に対して求職者がとても少ない、仕事を得やすい一方で、事務職はその反対である。ガテン系の仕事や技術がある方は男性に多いので、男性に対して有利である。女性向けの仕事は水産加工など他にもあるが、非常に賃金が低く生計を成り立たせるのが難しい例が出ている。男女間の格差を見ていくにはジェンダー別統計がもっと必要だが、それが日本にはない。改善が必要である。

他の例としては、防災会議に占める女性議員の割合が非常に低い。バングラディッシュでは震災後ジェンダーに関する防災を進めていて、現在国、州、村レベルで女性の防災委員が 3 割から 5 割、その結果、女性の死者数はぐっと減っている。男性の死者数も減っている。女性の視点を高めていくのは、女性の

被害だけではなく、女性がケアする高齢者や子供にも裨益するものだが、日本ではまだ少ない。

東日本大震災後の避難所運営は、仕切りがある避難所は非常に少ない。さらに夜は女性の方が多大なストレスを感じることが分かっている。この状況だから仕方がないと避難所を運営する人達も思っているし、女性自身も思っているが、国際基準としてはかなり低い状況である。とはいえ素晴らしい取り組みもあり、内閣府の男女局が、去年男女共同参画の視点からの防災・復興の取組み指針を出し、要は防災マニュアルの中でも男女共同参画の視点がしっかりと入ったものだが、本当に素晴らしい内容である。

備品として生理用品を置かなければいけないなど様々なことが書いてある。これに関しては、オックスファムのパートナーの女性団体も関わったが、問題は現場レベルの市町村の人に聞いてもその存在を知らないという状況である。その中で私たちが行った支援は、三角の図の左下の被害を最小に食い止めることに注力した。具体的には女性のためのホットラインを開設した。避難所でストーカー行為を受けて助けて欲しいといった声や、元DV夫に会ってしまったなど地域の男女共同参画センターが機能していないのでどうすればよいかという相談を受けたりした。さらに、右下の早くより良い状態に回復できるということで去年度から日本の女性団体のネットワーキングをして、東日本大震災女性支援ネットワークとして、様々な人達が政府に対してアドボカシーをしていった。2012年度からは、右下の早くより良い状態に回復できるということに特に注力をしていって、ひとり親家庭の就労支援や、女性の起業支援をパートナー団体を通して行ってきた。そして、東京には女性支援のスペシャリストが揃っているが、地方にはとても少なかったので、2、3年目には支援者養成講座を地域のキーパーソンの方々に受けもらった。あとは一人一人のエンパワーメント支援もやった。ということで、私たちは起こった状況に対する対処をすると同時に良い状況に持っていく、building back betterという言葉があるが、元の状態に戻すだけではなく、地域で良い担い手が育ったり、地域の女性らがよりエンパワーされたりして良い状態になることに注力した。

今年度が資金も尽きて最後の年となる。これまでの知見を大崎さんなどの力を借りて分析をして政策提言に持っていくことをしている。女性の就業支援、起業支援を社会学的に分析し、なぜ効果が高かったのか、そこから得られる教訓は何なのか、政策に活かされるものは何なのかを考える。NHKの視点論点に大崎さん自らが出たり、オンライン媒体を通じて私たちの経験を紹介してもらったりすることで、出来る限り次に残せるものをついでやっている。

補足として、女性の中でも若年女性に対して一番支援が届きにくいと感じていた。これは国際的にも言われていることで、彼女たち自身声を発するのに難しい立場にある。またこちらで提供する電話相談や就労・起業支援などのサービスにアクセスをしない。困っていて助けを必要としている意識さえない。私たちができることは何かということで私たち自身もバイパスしてきた若い人たちに対して何ができるかを考え、今年度は実態調査を行っている。これもまた社会学的に分析して、彼女たちが女性であり若いことで脆弱性を有していたのか、逆にどのように乗り越えていく力を持っているのか、また政府やコミュニティは何をしていけば良いのかについて聞き取り調査を終え、3月の仙台の会議で発表できればと思う。

大崎：

この領域が非常に面白いと思うのは、ジェンダー全般に関してそうだが、日本はドナー国という立場なので、発展途上国に対して何か教えてあげないといけないと思うが、ジェンダーに関しては、世界経済フォーラムが出しているジェンダーに平等指数をみると日本は136か国中105位や104位というレベルで、経済や政治への参画は、まだまだ他から学べることもある。特にこの東日本大震災の教訓をAPECに持っていくと、やはり自然災害が起きる場所は農村地帯や沿岸部の漁村と、家父長制でジェンダー規範の厳しいところが多い。今回東北に入ったが、東北は全く例外ではなかった。ジョイセフに妊産婦の方々にお祝いしようとして支援金を渡そうとしても、銀行口座を持ってない人も結構いた。シングルマザーであることを言えないので子どもにお父さんは遠洋漁業に出てもう4年たったと、非常にカルチャーショックなこともあった。そのように伝統的なジェンダー規範があるところでどうやって災害に強い地域づくりという文脈で声を上げられる女性も参画して、地域全体の防災体制を良くする、女性達が就労したり企業したりして経済的な力をつけ、女性だけでなく夫や子供の選択肢が広がる、これをどうやって浸透させていくか。これを他のジェンダー平等が進んだ国が言うのではなく日本が東北で経験したことや成果を、アジア太平洋地域の皆が参考になるという。この知見を3月までにまとめて国連防災会議で発信していきたい。

高橋：

本日の財務省側の参加者は男性が多いのでひとつ追加すると、女性が経済的にも大変だったり暴力を受けやすかったりもあるが、男性は男性で大変であると私たちも感じた。データとして出ているのは、災害関連で自殺した数を復興庁から出しているが、男性が7割である。日本の自殺者も全般的に男性が多い。やはり男性が稼ぎ手でなければいけないプレッシャー、それを失った時の大変さや、コミュニティを形成しづらいことが原因である。避難所でお茶会があるが、男性は来ない。ジェンダーは女性だけの問題ではなく、男性も生きやすい社会に繋がると実感している。男性の支援も何とかできないかと考えたが断念した

MOF 春木：

防災については、今年2月に東京で世銀防災ハブを作り技術支援に力を入れたところなので、こういった視点も活用していきたい。1点質問だが、日本でもアジアでもいろいろな問題があり、国ごとに事情が違うのではないかと思うが、ジェンダーの問題点で日本で特にこういうところに問題があるという具体的なトピックはあるか。国ごとの違いがあるならばお伺いしたい。

高橋：

違いよりも普遍性に気付いた。逆に日本で起こってなくて海外で起こっているのは、やはり性暴力の件数は、他のアジア地域の方が件数的には多い。

MOF 濱田：

防災に関しては日本が開発のテーマとして推進しており、主要なテーマである。かつ、ジェンダーに関

しては安倍政権におけるひとつの重要なテーマである。事例に即したお話しを伺えてよかった。日本での活動は一段落ついたとのことだが、日本の知見を途上国の開発にも活かすという観点で継続して取り組んで頂きたい。

高橋：

パートナー団体が新たに生まれたところもあり、そこが活動を継続している。地域に根付く団体が活動していくのがいい。

大崎：

私達は国連と APEC の防災会議の中でかなり具体的な事例を挙げている。日本と世銀の防災関連プログラム、また防災ハブが日本を拠点ということで、私達のフレームワークと全く一緒なので日本の経験がどうだったのかに関して貢献できると思う。

高橋：

私たちは暴力やシングルマザーの問題など多く共有できることがあるのでこれからもご縁があれば。

MOF 横山：

今回から、よりインタラクティブな議論を行うということで相互に議題を提案した結果、本日、私たちとしても啓発される有意義なディスカッションができた。世銀のセーフガードに関しては、非常に重要であり、背景については濱田から先ほど申し上げた。日本としては、国際機関の有する高いスタンダードでインフラ整備をやっていただく、もちろん 2 国間でも行っていく、それを続けることで他のドナーたちもこちらに合わせて頂く、という方向性である。世銀のセーフガード政策改訂については、これからグローバル・コンサルテーションの中で皆さんからも発信して頂ければと思う。マレーシアの件については、受入国について何らかの問題があるとしても、その中でインフラプロジェクトを行わないと開発が行われないといった場合に、このプロジェクトについて最大限チェックをしてセーフガード上問題なければやっていくことも、その国の成長に繋がる。何らかの問題がクリアされない限りは、プロジェクトの実施にセーフガード上の問題がなくても一切やらないとなるとまた別の問題が起こる。例えば、アフリカとアジアを比べた場合、歴史的地理的に近いこともあり、日本はアジアにおいてインフラ整備面で大変な努力をしてきている。適切なインフラプロジェクトをどんどんやっていてその結果、この地域での経済成長・発展に繋がっている。その結果アフリカとは非常に違う状態になっている。そう考えた場合に、インフラプロジェクトの実施については、最大限セーフガードに配慮する必要があるが、やっていくことで経済成長のボトルネックを除くことで経済発展や貧困削減が行われるとの視点も重要。なお、最後の防災ジェンダーについては、先進国から途上国だけではなくて、防災には助け合いが必要。途上国も先進国もない。例えば日本は噴火後の土石流に対する砂防ダム構築のためのプロジェクトを海外でやって、その技術が雲仙の砂防ダムプロジェクトに反映できる等、インタラクティブである。例えば、東北での大震災の後の支援で、オックスファム・ジャパンは知見を得られたと思うが、そういうのも是非とも途上国に活かしたり、途上国で得られた知見を日本で活かしたりして頂きたい。